

東海村公告第 61 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業（基幹水利施設管理）の計画を定めたので、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第5項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に東海村長に審査請求することができる。

また、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第8項の規定による決定に不服がある者は、同法第96条の2第7項で準用する同法第87条第10項の規定に基づき、東海村長を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年10月7日

東海村長 山 田 修



1 縦覧に供する書類

- (1) 市町村営那珂川沿岸地区土地改良事業計画書（基幹水利施設管理）の写し
- (2) 東海村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

2 縦覧期間

令和8年10月7日から令和8年10月26日まで

3 縦覧場所

東海村役場産業部農業政策課 東海村東海三丁目7番1号